

令和7年度秦野市糖尿病性腎症重症化予防事業委託業務（単価契約）  
選定に係るプロポーザル実施要領

1 案件名

令和7年度秦野市糖尿病性腎症重症化予防事業委託業務（単価契約）

2 目的

この要領は、糖尿病性腎症の重症化予防が必要と思われる被保険者（国民健康保険・後期高齢者医療制度加入者）に対して、保健指導等を行うことで、糖尿病の重症化を防ぎ、腎不全の悪化及び人工透析への移行を防止することを目的とする糖尿病性腎症重症化予防事業を実施するに当たり、次に示す仕様を基本内容とし、十分な成果・企画提案実績を有する、秦野市に最も適した者を選定するための公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

3 業務内容

別紙、「仕様書」のとおり

4 業務期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで

5 提案上限額

5,600,000円（消費税及び地方消費税を除く）

※ この金額は契約予定額を示すものではない。

※ 提案見積額は、この金額を超えてはならない。

6 選定方法

本プロポーザルに係る選定委員会を設置し、企画提案及びプレゼンテーション審査を実施し、当市に最も適した提案を行った事業者を受託候補者として選定する。

## 7 参加資格

- (1) 本プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる事項を全て満たしていること。
  - ア 秦野市競争入札参加資格者名簿に登録されている事業者であること。
  - イ 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しない事業者であること。
  - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て、及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがされていないこと。
  - エ 破産の申立てがされていないこと。
  - オ 国税及び地方税に滞納がないこと。（法人及びその代表者（委任関係があるときはその受任者））
  - カ 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当しないこと。
    - (ア) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団、又は暴力団若しくはそれらと密接な関係を有する者。
    - (イ) 秦野市暴力団排除条例（平成23年条例第18号）に基づく入札への排除措置を受けている者。
  - キ プライバシーマークまたはISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）のいずれかの認証を取得していること。
  - ク 「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」に基づく保健指導について、過去3年以内に国民健康保険者（後期高齢者医療広域連合を含む）又は各種社会保険（各健康保険組合、共済組合等）から委託を受け、かつ当該委託事業を完了していること。
  - ケ 「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」、「神奈川県糖尿病対策推進プログラム」及び「標準的な健診・保健指導プログラム」に基づく保健指導について、秦野市国民健康保険の保健事業として適切かつ円滑に実施できること。
  - コ 本事業の対象者及び利用申込者の他、当該利用申込者のかかりつけ医等と良好なコミュニケーションを構築できること。

## 8 プロポーザル日程

内容	日程等
公募開始日	令和7年4月9日(水)
質問受付期限	令和7年4月16日(水)
質問回答期限	令和7年4月21日(月)
参加申出書等提出期限	令和7年4月23日(水)
参加資格確認結果通知	令和7年4月30日(水)
企画提案書等提出期限	令和7年5月14日(水)
プレゼンテーション審査	令和7年5月23日(金)
最終審査結果通知日 受託候補者選定	令和7年5月30日(金)
契約交渉期間	令和7年6月上旬
契約締結予定日	令和7年6月中旬

※この日程は当市の都合により変更する場合がある。

## 9 各種提出資料

本プロポーザルに係る提出資料等は次のとおりとし、公開しているホームページ上からダウンロードすること。

### (1) プロポーザル実施要領

- ア 令和7年度秦野市糖尿病性腎症重症化予防事業委託業務(単価契約)選定に係るプロポーザル実施要領(本書)
- イ 参加申出に係る誓約事項(実施要領別添1)
- ウ 令和7年度秦野市糖尿病性腎症重症化予防事業委託業務(単価契約)に係るプロポーザル提案書作成要領(実施要領別添2)

### (2) 仕様書

### (3) 各種様式

- ア プロポーザル参加申出書(様式1)
- イ 会社概要調書(様式2)
- ウ 提案書提出届(様式3)
- エ 糖尿病性腎症重症化予防事業実績調書(様式4)
- オ 提案見積書(様式5)
- カ 提案見積内訳書(様式6)
- キ 質問書(様式7)

## ク 参加辞退届（様式 8）

### 1 0 質問について

質問は次の方法によることとし、電話や口頭での質問は受け付けない。

(1) 質問書（様式 7）を電子メールにて送付すること。

(2) 電子メールの到達を電話で確認すること。

(3) 質問受付期限

令和 7 年 4 月 1 6 日（水）午後 5 時

(4) 送付先及び到達確認先電話番号

秦野市福祉部国保年金課

電話番号：0 4 6 3－8 2－9 6 1 3（直通）

電子メールアドレス：[k-nenkin@city.hadano.kanagawa.jp](mailto:k-nenkin@city.hadano.kanagawa.jp)

(5) 質問に対する回答

令和 7 年 4 月 2 1 日（月）に質問者名を伏せ、秦野市公式ホームページ上で回答する。

### 1 1 参加申出書等の提出

(1) 提出様式

参加申出書等は、実施要領別添 2 「令和 7 年度秦野市糖尿病性腎症重症化予防事業委託業務（単価契約）に係るプロポーザル提案書作成要領」（以下「作成要領」という。）に従って作成すること。

(2) 提出期限 令和 7 年 4 月 2 3 日（水）午後 5 時必着

(3) 提出場所 〒257-8501 秦野市桜町 1 丁目 3 番 2 号  
福祉部国保年金課（市役所本庁舎 2 階）

(4) 提出物及び部数

ア プロポーザル参加申出書（様式 1） 1 部

イ 会社概要調書（様式 2） 1 部

(5) 提出方法

郵送又は持参（いずれも提出期限内必着）

ア 郵送の場合

送達過程が記録される方法に限る。提出期限までに必着のこと。

イ 持参の場合

土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前 9 時から午後 5 時まで。

(6) 上記の方法による参加申出をもって別添1「参加申出に係る誓約事項」の記載内容について誓約したものとみなす。

(7) 結果通知

参加申出書等の提出様式を確認後、結果通知を令和7年4月30日(水)までに参加申出を行った全ての事業者に対して書面で通知する。

## 1.2 企画提案書等の提出

(1) 提出様式

企画提案書等は、別紙作成要領に従って作成すること。

(2) 提出期限 令和7年5月14日(水)午後5時まで

(3) 提出場所 〒257-8501 秦野市桜町1丁目3番2号  
福祉部国保年金課 (市役所本庁舎2階)

(4) 提出物及び部数

提出物は次のとおりとする。イからエについては正本1部、副本7部としDVD-Rについては1枚とする。副本については、提案事業者が特定されないよう事業者名を伏せること。

ア 提案書提出届(様式3) 1部

イ 糖尿病性腎症重症化予防事業実績調書(様式4)

ウ 糖尿病性腎症重症化予防事業通知物(案内通知・申込書案内送付用封筒・指導教材等)(任意様式)

エ 企画提案書(任意様式)

オ 提案見積書(様式5) 1部

カ 提案見積内訳書(様式6) 1部

キ アからカの電子ファイルを保存したDVD-R

(6) 提出方法

郵送又は持参(いずれも提出期限内必着)

ア 郵送の場合

送達過程が記録される方法に限る。提出期限までに必着のこと。

イ 持参の場合

土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前9時から午後5時まで。

## 1.3 プレゼンテーション及び審査

企画提案書の内容及びプレゼンテーションの内容について、下記評価基準に基づき審査し点数化する。

- (1) 実施日  
令和7年5月23日（金）
- (2) 実施時間及び場所  
後日事業者へ通知する。
- (3) プレゼンテーション実施要領
  - ア プレゼンテーション20分、質疑応答15分を目安とし、合計35分以内とする。
  - イ 説明会場に入室できる事業者の人数は、4名までとする。
  - ウ 本案件を受注した場合に担当する保健指導部門管理者又は担当者が説明を行うこと。ただし、質疑応答に関しては、その限りではない。
  - エ プレゼンテーションは事業者名を伏して行うため、入室者は社章、名札等は身に着けないこと。  
また、発言者は自社名等を発しないように注意すること。
  - オ 説明は、企画提案書に基づいて行うこと。企画提案書を抜粋したパワーポイント等をスクリーンに投影することは認めるが、追加資料の配付は認めない。
  - カ プロジェクター及びスクリーン、電源タップは当市が用意する。パソコン及びその他必要な機器等は事業者が用意すること。

#### 1.4 選定方法

- (1) 審査会を設置し、選定委員5人が企画点を各100点持ち、その合計点にて受託候補者を選定する。
- (2) 評価項目及び配点  
評価項目及び配点は次のとおりです。合計点より順位を決定する。

評価項目		評価主体	配点
企画点	糖尿病性腎症重症化予防事業実績調書、糖尿病性腎症重症化予防事業通知物、企画提案書、プレゼンテーション	選定委員	500点

価格点	提案見積額	(自動計算)	200点
(合計)			700点

(3) 審査会での審査基準

審査基準の「評価の視点」に基づき、それぞれ5段階で評価し、委員の点数を合計したものとする。

A (優)	B	C (基準)	D	E (劣)
10点	8点	6点	4点	2点

(4) 審査基準

	審査項目	評価の視点	配点
1	業務に対する考えや意欲・提案におけるポイント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本提案にあたっての基本的な考え方や目的が明確かつ適切であるか</li> <li>・本提案にて重視としているポイントや重要と考える事項が適切であるか</li> <li>・保健指導の評価指標のうち、特に重視する指標が適切であるか</li> </ul>	50
2	業務実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・過去3年間の委託実績があり、十分な実績を持っているか</li> </ul>	50
3	事業対象者数及び利用申込者数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業対象者数と利用申込者数が一定数あり、実績が良好か</li> </ul>	50
4	人員体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務を行うための人員の確保が適切にされているか</li> <li>・従事する人員に一定の資格や実務経験が十分にあるか</li> </ul>	50
5	通知物 使用教材等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通知物等に対象者が見やすい効果的な工夫が施されているか</li> <li>・使用教材、ツール、アプリ等において、対象者の生活習慣を変化させる工夫がなされているか</li> </ul>	50
6	通知勧奨について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・参加勧奨通知、参加同意書、糖尿病保健指導確認依頼書、案内パンフレット、通知用封筒に効果的な工夫が施されているか</li> </ul>	50
7	電話勧奨について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業参加を促すために効果的な工夫が施され</li> </ul>	50

		ているか	
8	指導方法について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ICT活用に関する機器やウェアラブルデバイスにて生活習慣を変える工夫が施されているか</li> <li>・ 対象者の特性に合わせた指導について、工夫が施されているか</li> <li>・ 保健指導終了後の行動継続につながる工夫がなされているか</li> <li>・ 指導中断防止策として、利用者のやる気を継続させて途中で脱落させないようにするか</li> </ul>	50
9	フレイル予防や介護予防について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ フレイル予防や介護予防について、利用者の特性に合わせた指導を行うことができるか</li> </ul>	50
10	報告書について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実施状況報告書と事業評価報告書や分析資料等において、事業の効果検証が明確にされているか</li> <li>・ 今後の課題や今後の取組に関する事業提案等があるか</li> </ul>	50
合計			500

(5) 評価について

提案見積書は、次の算定式により評価する。

$$\text{価格評価点} = 200 \text{点} \times (1 - (\text{見積額} / \text{上限額})^{1.0})$$

(6) 審査の結果、3つの項目の総得点と同じ場合は、審査員が総合的に判断して決定する。

(7) 参加者が1者であってもプレゼンテーションを実施して審査を行う。  
審査の結果、総得点が6割である420点以上の場合は、その参加者を受注者候補者とする。

1.5 審査結果の通知及び公表

審査結果は、令和7年5月30日に提案者全員に文書を発送する。

なお、審査結果は評価の公平性、透明性等を示すため、受託候補者以外の参加事業者名を伏せて市ホームページ上で公表する。



## 1 6 企画提案参加資格の取消し

次のいずれかの事由に該当した場合は、企画提案参加資格を取消し、提出された企画提案書等は無効とする。

- (1) 参加申出書提出以降に、本実施要領による参加要件を満たさないこととなったもの。
- (2) 提出書類に記載すべき事項が記載されていない、または記載内容が虚偽であった場合
- (3) この要領に定める以外の方法で、プロポーザル期間中に選定審査会委員もしくは関係職員に本案件に関する援助を求めるなどの接触を行った場合
- (4) 上記各号に該当するほか、プロポーザルの中で著しく信義に反するものと選定委員が認める場合。

## 1 7 契約交渉及び見積書の提出

当市と受託候補者とで契約に向けた仕様の最終調整を行う。受託候補者は、確定した仕様に基づき、契約に必要な見積書を提出する。

なお、当市が受託候補者と契約の合意に至らなかった場合は、次点交渉権者と契約に向けた調整を行うものとする。

## 1 8 契約締結

前項で提出された見積書について受託候補者と合意した後、契約締結を行うものとする。

## 1 9 留意事項・その他

- (1) 提出書類については、選考後においても返却しないものとする。
- (2) 提出書類の提出期限後の変更、再提出等は認めない。
- (3) 提出書類作成等の費用は、申込者の負担とする
- (4) 参加申出以降に辞退する場合は、書面により辞退届（様式8）を提出すること。
- (5) 辞退により今後の不利益な取り扱いを受けることはない。
- (6) 選定後に失格または辞退があった時は、次の順位の申込者を選定できることとする。
- (7) 企画提案者が1者でも審査を実施する。
- (8) 申込者が、審査・選考結果についての説明を求める場合は、審査結果を

発送した日の翌日から起算して5日以内に書面を提出するものとする。ただし、異議申し立ては認めない。

- (9) 提案事業者は、企画提案書の内容を適切に反映した特記仕様書を作成し、当市と打合せ協議し、必要に応じ内容の追加及び変更又は削除等を行い、業務内容を決定する。